

## 所管事項調査に関する資料

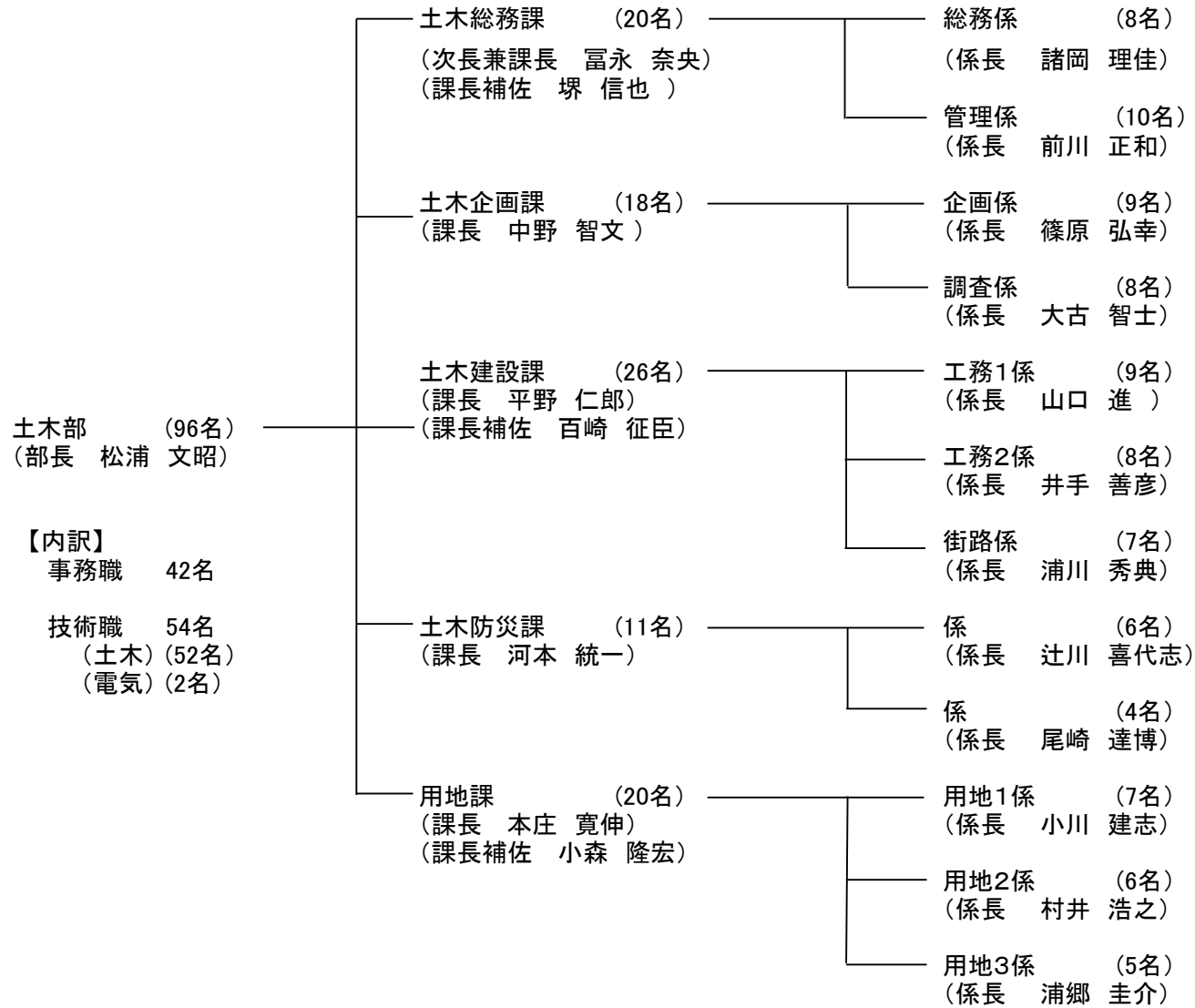
目次	.....	1	ページ
1 機構及び職員数	.....	2	ページ
2 分掌事務	.....	3	ページ
3 所管事務の現況等			
(1) 道路事業の概要(土木総務課、土木企画課、土木建設課、土木防災課)	.....	4	～ 19 ページ
(2) 河川事業の概要(土木防災課)	.....	20	～ 29 ページ
(3) 公園等事業の概要(土木総務課、土木建設課、土木防災課)	.....	30	～ 33 ページ
(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要(土木企画課)	.....	34	～ 38 ページ
4 三重(28)地区地域防災がけ崩れ対策工事の事故繰越について	.....	39	～ 45 ページ
5 債権の放棄について(土地売買等契約の解除に伴う前払金の返還金)	.....	46	～ 50 ページ
6 訴訟の現況報告について(建物明渡等請求事件)	.....	51	～ 57 ページ
7 訴訟の現況報告について(所有権移転登記等請求控訴事件)	.....	58	～ 62 ページ
8 訴訟の現況報告について(怠る事実の違法確認請求事件)	.....	63	～ 68 ページ
9 平和公園における放火事件について	.....	69	～ 71 ページ

土木部

令和5年6月

# 1 機構及び職員数

(令和5年4月1日現在)



※( )書きはそれぞれ部長、課長、課長補佐、係長を含んだ正規職員数(再任用、嘱託員、臨時職員は除く。)

## 2 分掌事務

課名	分掌事務	課名	分掌事務
土木総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の統括に関すること。</li> <li>(2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。</li> <li>(3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。</li> <li>(4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。</li> <li>(5) 市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に関すること。</li> <li>(6) 市道の路線の認定、廃止及び変更に関すること。</li> <li>(7) さくらの里の管理に関すること。</li> <li>(8) 道路台帳及び公園台帳に関すること。</li> <li>(9) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく通行の制限に関すること。</li> <li>(10) 法定外公共物譲与申請に関すること。</li> <li>(11) 土地開発基金の管理及び処分に関すること。</li> <li>(12) 緑地保全に関すること。</li> <li>(13) 都市緑化推進事業に関すること。</li> <li>(14) 緑化基金事業に関すること。</li> <li>(15) 公共花壇デザイン選定審査会に関すること。</li> <li>(16) 緑化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。</li> <li>(17) 部内事務の連絡調整に関すること。</li> </ul>	土木建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助幹線道路の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。</li> <li>(2) 都市計画道路に関すること(新設工事及び改良工事の設計及び施行に関するものに限る。)</li> <li>(3) 総合公園及び運動公園の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。</li> <li>(4) 稲佐山公園、平和公園(平和会館を除く。)、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園の維持補修に関すること。</li> <li>(5) 街路灯に関すること。</li> </ul>
土木企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市道の新設工事及び改良工事の企画に関すること。</li> <li>(2) 都市計画道路に関すること(土木建設課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(3) 駐車場に関すること。</li> <li>(4) 高速道、国道、県道等の幹線道路及び道路交通環境に関すること。</li> <li>(5) 公園、緑地等の調査、計画及び都市計画決定に関すること。</li> <li>(6) 都市交通審議会、移動等円滑化推進協議会及び平和公園再整備基本計画検討委員会に関すること。</li> </ul>	土木防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 二級河川、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の水路等に限る。)の改良工事の計画、設計及び施行に関すること。</li> <li>(2) 橋梁等の長寿命化に関すること。</li> <li>(3) 海岸事業に関すること。</li> <li>(4) 砂防事業に関すること。</li> <li>(5) 水防対策に関すること。</li> <li>(6) 公共土木施設(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号に掲げるもの(土木部の所管に係るものに限る。)をいう。)及び法定外公共物の災害復旧に関すること。</li> </ul>
		用地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地の取得及び登記に関すること。</li> <li>(2) 建設事業等の施行に伴う財産上の補償に関すること。</li> <li>(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定による公告、許可等に関すること。</li> </ul>

### 3 所管事務の現況等

#### (1) 道路事業の概要

##### ア 道路整備の基本的な考え方

- ・ 高規格道路や幹線道路については、近隣都市との移動時間短縮、地域間の連結強化及び交通混雑の解消を図るため、整備を促進する。
- ・ 補助幹線道路については、市街地の交通混雑の解消や、道路ネットワークの形成による移動の円滑化を図るため、重点路線を中心に整備を推進する。
- ・ 老朽化する橋梁やトンネル等の道路構造物については、関係部局と連携して、計画的な維持管理により、施設の長寿命化と維持管理費の縮減を図る。
- ・ 電柱については、無電柱化を推進し、防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図る。

##### イ 市道及び法定外公共物の現況

(令和5年4月1日現在)

地域	地区面積 (A) km <sup>2</sup>	路線数 路線	実延長 (B) m	実延長の内訳		橋 梁		トンネル		法定外公共物
				改良済 延長 m	未改良 延長 m	個数 橋	延長 m	個数 ヶ	延長 m	里道 延長 km
旧市内	240.83	5,128	1,271,227	897,252	373,975	749	8,849	8	2,123	1,326
香焼地区	4.51	90	26,166	19,290	6,876	2	10	0	0	17
伊王島地区	2.26	42	17,451	9,170	8,282	6	395	1	286	26
高島地区	1.34	27	11,987	7,747	4,240	3	109	0	0	9
野母崎地区	20.93	204	103,833	29,432	74,400	51	282	0	0	167
外海地区	46.62	184	134,081	64,814	69,267	33	356	0	0	305
三和地区	21.74	280	117,672	70,747	46,925	28	310	0	0	157
琴海地区	67.63	428	204,546	91,846	112,700	43	591	0	0	596
合計	405.86	6,383	1,886,963	1,190,297	696,666	915	10,899	9	2,409	2,603

※各「延長」欄の小数点以下の値は記載を省略しているため合計積み上げがあわない場合があります。



## ウ 主要事業の概要

### 1) 高規格道路の整備促進（土木企画課）

高規格道路の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県、西日本高速道路株等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

#### ① 高規格幹線道路 九州横断自動車道（長崎 IC～長崎多良見 IC）の 4 車線化 L=11.3 km

（事業主体：西日本高速道路株）

- ・ 長崎芒塚 IC～長崎多良見 IC（L=8.3 km）

平成 24 年 4 月事業許可（令和元年 6 月 完成供用）

- ・ 長崎 IC～長崎芒塚 IC（L=3.0 km）

平成 28 年 6 月事業許可（令和 4 年 3 月 完成供用）

#### ② 地域高規格道路 長崎南北幹線道路（長崎市田上町～時津町野田郷）L=約 15 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 長崎南北幹線道路 未整備区間（長崎市茂里町～時津町野田郷 約 7km）

令和元年度 ルート選定委員会より県へ提言（概ねのルート案）

令和 3 年度 都市計画決定（都市計画道路長崎時津縦貫線）

令和 4 年度～ 長崎市茂里町～滑石 約 5.3km : 事業中

長崎市滑石～時津町野田郷 : 事業化に向けた検討

- ・ 主要地方道長崎畝刈線 滑石工区（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷 約 1.4km）

令和 5 年度 新規事業化

#### ③ 地域高規格道路 西彼杵道路（時津町野田郷～佐世保市大塔町）L=約 46 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 西彼杵道路 時津工区（時津町日並郷～野田郷 約 3.4 km）

平成 26 年度事業化（令和 5 年 2 月 完成供用）

- ・ 西彼杵道路 未整備区間（西海市西彼町平山郷～時津町日並郷 約 23km）

令和 2 年度 道路計画検討委員会より県へ提言（概略ルート、優先整備区間）

令和 4 年度～ 西海市西彼町平山郷～白似田郷（大串白似田バイパス 約 6.6 km） : 事業中

西海市西彼町白似田郷～時津町日並郷 : 事業化に向けた検討

- ④ 都市計画道路 長崎外環状線（西彼杵郡時津町～江川町） L=22.2 km  
（事業主体：長崎県）
- ・ 新戸町～江川町（約 5.2km）  
平成 28 年度から事業中

## 2) 幹線道路の整備促進（土木企画課）

幹線道路（一般国道、主要地方道、一般県道）の改良及び交通安全対策等の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

- ① 一般国道 34 号（事業主体：国土交通省）
- ・ 日見バイパス（新日見トンネル）の 4 車線化（令和 3 年 3 月 完成供用）
  - ・ 新大工・馬町交差点改良 平成 25 年度から事業中
  - ・ 切通地区事故対策事業（令和 4 年 3 月 完成供用）
  - ・ 桜町歩道整備事業 令和 4 年度から事業中
- ② 一般国道 499 号（事業主体：長崎県）
- ・ 栄上工区（約 1.3 km）平成 20 年度から事業中
  - ・ 岳路工区（約 2.1 km）令和 4 年 3 月完成供用
- ③ 一般国道 324 号（事業主体：長崎県）
- ・ 滑川工区（約 0.4 km）平成 27 年度から事業中
  - ・ 茂木拡幅（約 0.14km）令和 5 年度 新規事業化
- ④ 一般国道 202 号（事業主体：長崎県）
- ・ 福田本町工区（約 0.8 km）平成 24 年度から事業中
  - ・ 小浦工区（約 0.5 km）令和 2 年度から事業中
- ⑤ 都市計画道路 滑石町線（事業主体：長崎県）
- ・ 大神宮工区（約 0.9 km）平成 23 年度から事業中
- ⑥ 主要地方道野母崎宿線（事業主体：長崎県）
- ・ 千々工区（約 1.2 km）平成 23 年度から事業中
  - ・ 大崎～宮摺工区（約 0.4 km）平成 26 年度から事業中
  - ・ 飯香浦工区（約 1.1 km）平成 26 年度から事業中
  - ・ 為石工区（約 0.5 km）平成 26 年度から事業中

- ・ 脇岬工区(約 0.2 km) 平成 28 年度から事業中
- ⑦ 一般県道深堀三和線 (事業主体：長崎県)
  - ・ 深堀工区(約 0.5 km) 平成 27 年度から事業中
- ⑧ その他の幹線道路の整備 (事業主体：長崎県)
  - 主要地方道東長崎長与線(改良)、主要地方道神ノ浦港長浦線(改良)、一般県道長崎漁港村松線(改良)など

### 3) 道路整備に関する協議会の運営 (土木企画課)

幹線道路整備促進に関する要望等を行う協議会の運営を行っている。

- ① 一般国道 34 号道路整備促進協議会
- ② 一般国道 499 号道路整備促進協議会
- ③ 一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会
- ④ 長崎外環状線道路建設促進協議会
- ⑤ 西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会

### 4) 都市計画道路に関する計画・調整 (土木企画課・土木建設課)

都市計画道路の都市計画決定・変更などに係る事務を行っている。

### 5) 都市計画街路事業 (土木建設課)

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

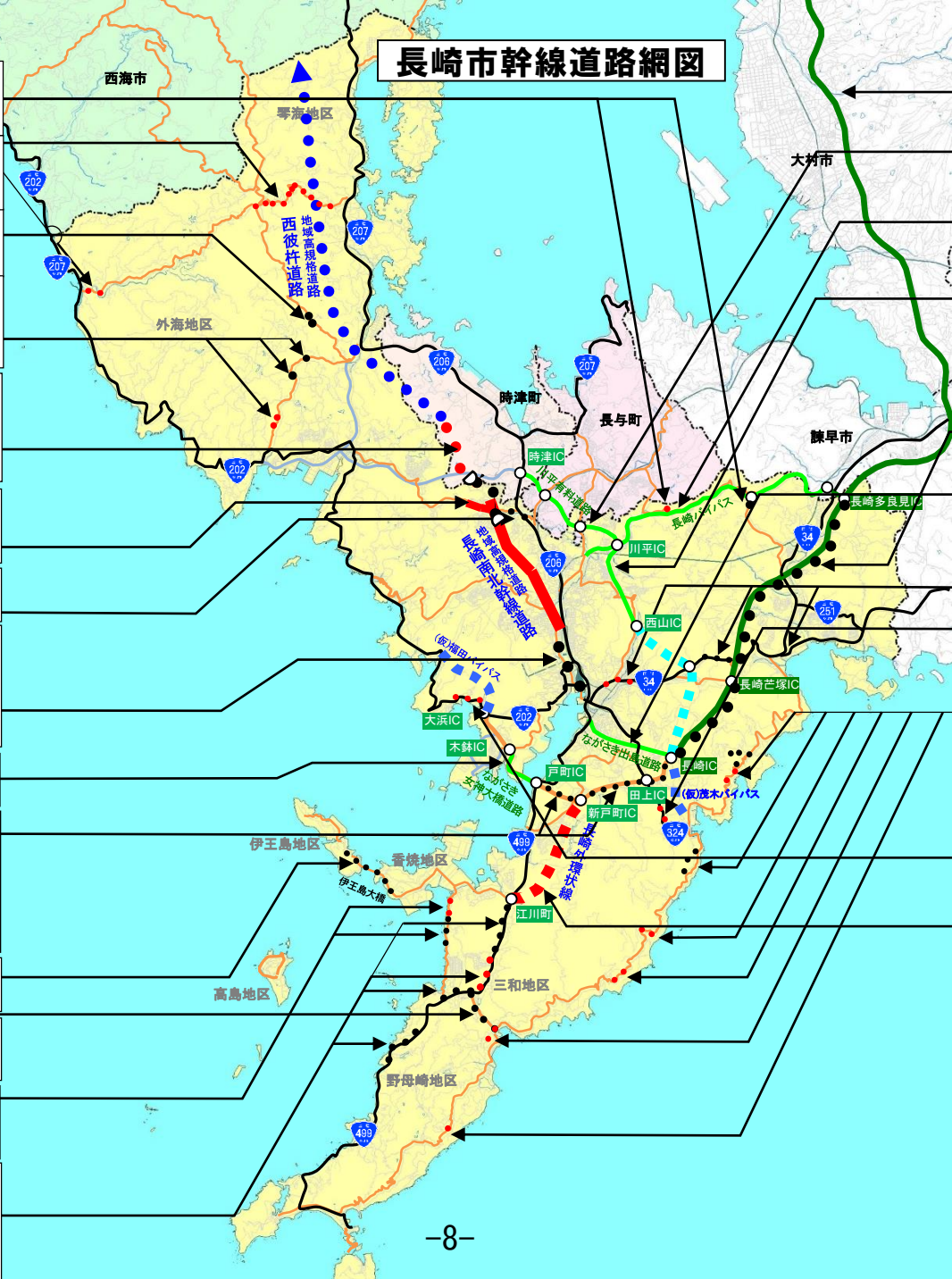
#### 【主要な整備路線】

(令和 5 年 3 月末現在)

	路線名	延長	幅員	事業期間 (認可期間)	進捗率
①	新地町稲田町線	400m	15m	H12～R9 (H12～R9)	80%
②	大黒町恵美須町線	110m	26.25m	H26～R11 (H26～R9)	2%
③	銅座町松が枝町線(銅座工区)	420m	15m	H26～R11 (H26～R6)	47%
④	片淵線(新大工工区)	270m	8m	H28～R9 (H28～R6)	33%

2)-⑧

長崎市幹線道路網図



- 主) 東長崎長与線**
  - ・ミツ山町
  - ・平間町 (R2)
- 主) 神ノ浦港長浦線**
  - ・琴海戸根町~長浦町
  - ・神浦向町
- 一) 奥ノ平時津線**
  - ・西海町桂山
- 一) 長崎漁港村松線**
  - ・西海町平床 (H24~H27)
  - ・西海町榎ノ久保
  - ・松崎町

- 1)-③ 地高) 西彼杵道路**
  - ・時津工区 (時津町 (日並~野田)) (R4年度完成)
  - ・大串白仁田バイパス (西海市 (平山~白似田)) (R4~)
  - ・西海市白仁田~時津町日並 (事業化検討中)

- 2)-⑤ (都) 滑石町線**
  - ・横道工区 (H13~H26)
  - ・大神宮工区 (H23~)

- (都) 道の尾駅前線**
  - ・葉山工区 (H16~H22)

- 1)-② 地高) 長崎南北幹線道路**
  - ・元船町~茂里町 (S50~H22) ( (都) 浦上川線)
  - ・茂里町~滑石 (R4~)
  - ・滑石~時津町野田 (事業化検討中)
  - ・主) 長崎畝刈線 滑石工区 (R5年度事業化)

- ながさき女神大橋道路 (木鉢~戸町)**
  - (H17.12開通)

- 主) 長崎南環状線 ((都) 長崎外環状線)**
  - ・長崎IC~田上 (H16.3供用)
  - ・田上~新戸町 (H23.2供用)
- 主) 長崎南環状線 ((都) 女神大橋線)**
  - ・大浜~木鉢~戸町 (H17.12供用)
  - ・戸町~新戸町 (H20.3供用)

- 一) 伊王島香焼線 (伊王島大橋)**
  - ・伊王島2丁目~香焼町 (H23.3供用)

- (都) 栄上為石線**
  - ・栄上工区 (H13~H22)
  - ・為石工区 (H5~H19)

- 2)-⑦ 一) 深堀三和線**
  - ・大籠工区 (H2~H24)
  - ・深堀工区 (H27~)

- 2)-② 国道499号**
  - ・竿浦工区 (H3~H22)
  - ・栄上工区 (H20~)
  - ・蚊焼工区 (H15~H23)
  - ・岳路工区 (H22~R3)

九州横断自動車道長崎大分線  
・長崎県長崎市~大分県大分市

川平有料道路  
・H2.7開通

長崎バイパス  
・S42.11開通

長崎バイパス西山延伸  
・H3.3開通

1)-①  
九州横断自動車道(長崎~長崎多良見)4車線化  
・長崎芒塚IC~長崎多良見IC (R1.6供用)  
・長崎IC ~長崎芒塚IC (R4.3共用)  
※暫定2車線 長崎~長崎多良見 (H16.3供用)

ながさき出島道路  
・H16.3開通

2)-① 国道34号  
・日見バイパス(新日見トンネル) (R3.3 4車線化)  
・新大工・馬町交差点改良 (H25~)  
・切通地区事故対策事業 (H27~R3)  
・桜町歩道整備事業 (R4~)

2)-③ 国道324号  
・滑川工区 (H27~)  
・茂木拡幅 (R5~)

2)-⑥ 主) 野母崎宿線  
・飯香浦工区 (H26~)  
・茂木工区 (H20~H28)  
・大崎~宮摺工区 (H26~)  
・千々工区 (H23~)  
・為石工区 (H26~)  
・脇岬工区 (H28~)

2)-④ 国道202号  
・福田本町工区歩道整備 (H24~)  
・小浦工区歩道整備 (R2~)

1)-④ (都) 長崎外環状線  
・新戸町~江川町 (H28~)

凡例	
構想路線	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
計画路線	● ● ● ● ● ● ● ●
都市計画道路(未着手)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
都市計画道路(事業中)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
有料道路	———
高速道路	———
国道	———
県道	———
幹線道路(事業中)	● ● ● ● ● ● ● ●
幹線道路(整備済)	● ● ● ● ● ● ● ●

※(都):都市計画道路 主):主要地方道 一):一般県道  
地高):地域高規格道路 赤字:事業中の道路



# 長崎市内の補助幹線道路（都市計画道路）



5)-② 大黒町恵美須町線  
L=110m H26～R11  
(H26～R9)

5)-③ 銅座町松が枝町線(銅座工区)  
L=420m H26～R11  
(H26～R6)

5)-① 新地町稲田町線  
L=400m H12～R9  
(H12～R9)

5)-④ 片淵線(新大工工区)  
L=270m H28～R9  
(H28～R6)

凡例  
路線名  
整備延長 事業期間  
(認可期間)

## 6) 道路新設改良事業（土木建設課）

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

### 【主要な整備路線】

（令和5年3月末現在）

	路線名	延長	幅員	事業期間 (認可期間)	進捗率
①	江平浜平線	2,260m	9.75m	H9～R11 (H9～R8)	80%
②	中川鳴滝3号線	1,200m	10～12m	H12～R12 (H12～R7)	44%
③	川上町出雲線	576m	10.5m	H3～R6 (H3～R5)	87%
④	清水町白鳥町1号線	430m	12m	H23～R9 (H23～R7)	65%
⑤	虹が丘町西町1号線	1,950m	10m	H9～R11 (H9～R7)	45%
⑥	相川町四杖町1号線	1,020m	8.75～11.5m	H9～R7	87%
⑦	土井首町磯道町線	760m	8.5m	H19～R6	80%

# 長崎市内の補助幹線道路（市道）



6)-⑤虹が丘町西町1号線  
L=1,950m H9~R11  
(H9~R7)

6)-⑥相川町四杖町1号線  
L=1,020m H9~R7

6)-④清水町白鳥町1号線  
L=430m H23~R9  
(H23~R7)

6)-①江平浜平線  
L=2,260m H9~R11  
(H9~R8)

6)-③川上町出雲線  
L=576m H3~R6  
(H3~R5)

6)-②中川鳴滝3号線  
L=1,200m H12~R12  
(H12~R7)

6)-⑦土井首町磯道町線  
L=760m H19~R6

## 凡例

路線名  
整備延長 事業期間  
(認可期間)

7) 地方道路等整備事業（土木建設課）

道路新設改良事業で整備を進めている主要路線における、仮舗装などの応急的な整備と斜面移送機器の維持補修を行っている。

8) 道路構造物等補強（土木防災課）

国の道路メンテナンス事業補助を活用し、道路等の災害を防止するため、道路構造物等について、法に規定された5年に1回の定期点検や緊急性に応じた補修・補強を行うもの。

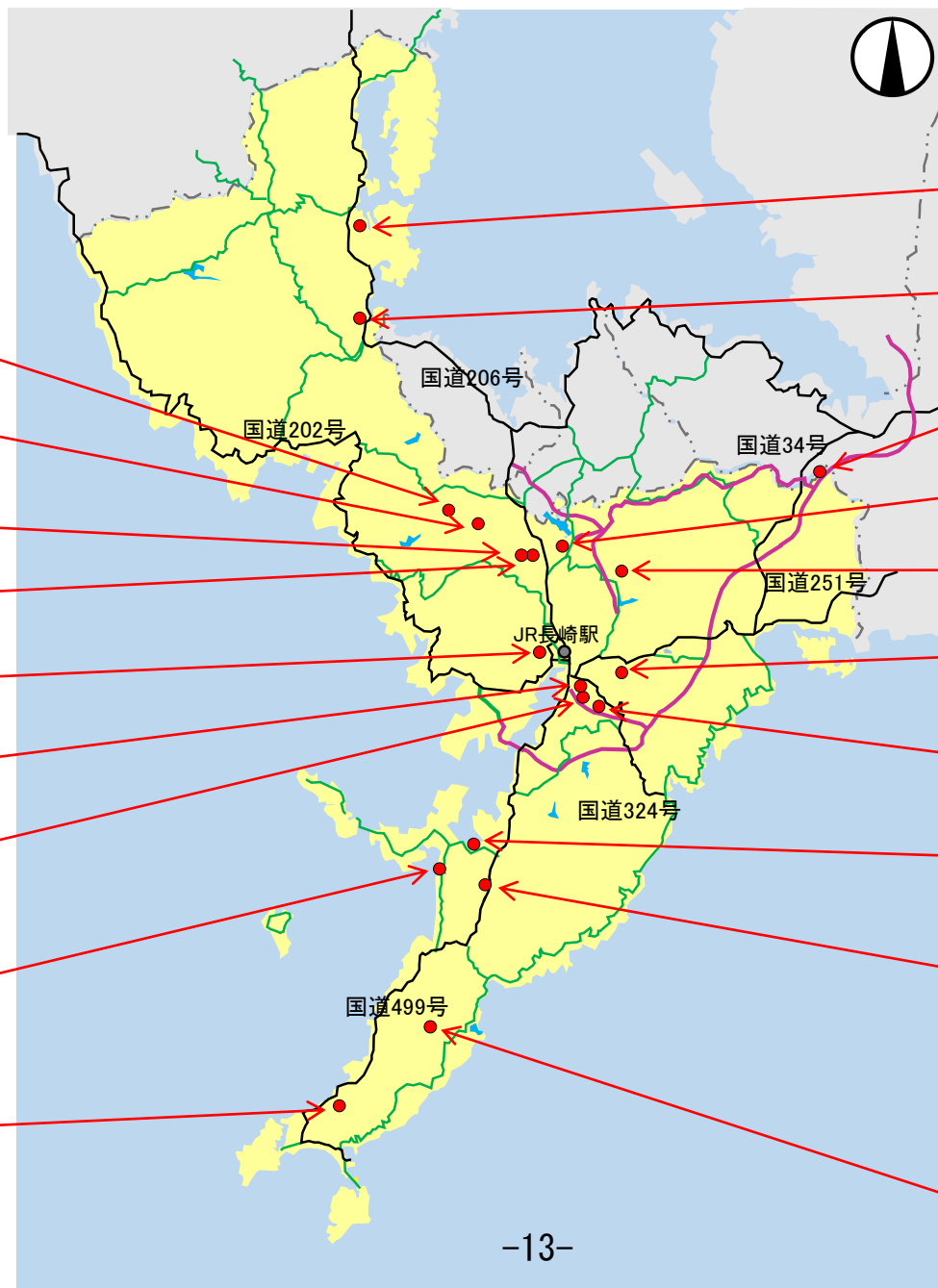
令和5年度の事業予定

(1) 工事 12 橋、設計 7 橋、点検 117 橋、9 トンネル

	路線名(橋梁名)	橋長	事業内容		路線名(橋梁名)	橋長	事業内容
1	西山川平町線(清観橋)	10.0m	工事	11	梁川町 11 号線(梁川町 1 号橋)	2.8m	工事
2	矢の平白木町線(矢平橋)	5.2m	工事	12	文教町家野町線(文教町 1 号橋)	2.5m	工事
3	向町滑石線(滑石 1 号橋)	4.4m	工事	13	琴海村松町 18 号線(小島橋 1)	26.6m	設計
4	若竹町 19 号線(無名橋 21)	4.0m	工事	14	長浦町琴海戸根原町 2 号線(戸根原橋)	16.6m	設計
5	中里町線(平木場橋)	3.9m	工事	15	伊勢町大浦町線(銅座橋)	15.1m	設計
6	銅座町船大工町 1 号線(新道橋)	3.9m	工事	16	黒浜町 1 号線(黒浜橋)	7.4m	設計
7	若竹町 4 号線(若竹町 2 号橋)	3.6m	工事	17	愛宕 29 号線(小島橋 2)	7.0m	設計
8	江川町深堀町 1 号線(黒橋)	3.1m	工事	18	虹が丘町岩屋町 1 号線(岩屋町 6 号橋)	5.9m	設計
9	高浜町 4 号線(大古里 1 号橋)	3.0m	工事	19	竿浦町 19 号線(無名橋 49)	7.5m	設計
10	深堀町 87 号線(深堀町 13 号橋)	2.9m	工事				



# 道路構造物等補強事業（橋梁）



3工事: 向町滑石線  
(滑石1号橋)

18設計: 虹が丘町岩屋町1号線  
(岩屋町6号橋)

4工事: 若竹町19号線  
(無名橋21)

7工事: 若竹町4号線  
(若竹町2号橋)

11工事: 梁川町11号線  
(梁川町1号橋)

6工事: 銅座町船大工町1号線  
(新道橋)

15設計: 伊勢町大浦町線  
(銅座橋)

10工事: 深堀町87号線  
(深堀町13号橋)

9工事: 高浜町4号線  
(大古里1号橋)

14設計: 長浦町琴海戸根原町2号線  
(戸根原橋)

13設計: 琴海村松町18号線  
(小島橋1)

5工事: 中里町線  
(平木場橋)

12工事: 文教町家野町線  
(文教町1号橋)

1工事: 西山川平町線  
(清観橋)

2工事: 矢の平白木町線  
(矢平橋)

17設計: 愛宕29号線  
(小島橋2)

8工事: 江川町深堀町1号線  
(黒橋)

19設計: 竿浦町19号線  
(無名橋49)

16設計: 黒浜町1号線  
(黒浜橋)

### 9) 道路災害復旧（土木防災課）

異常な天然現象により被災した道路施設を復旧するもの。

実施中の国庫災害

路線名：琴海大平町 27 号線

期 間：令和 4 年 9 月 9 日から令和 5 年 9 月 5 日まで

### 10) 街路灯整備事業（土木建設課）

地域住民が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進と省エネルギー化を図るため、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 か年で蛍光灯の街路灯約 35,000 灯の LED 化を実施している。

また、自治会からの要望に応じて生活道路や通学路などに街路灯を設置しているが、この場合は LED 灯を設置している。

なお、令和 5 年 3 月末時点における街路灯の設置数は、市全域で約 37,800 灯である。

#### 【LED 街路灯への転換及び新設状況】

年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)	年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)
H25	5,716	294	R1	-	234
H26	11,058	253	R2	-	332
H27	11,477	388	R3	-	373
H28	6,395	379	R4	-	255
H29	-	357	R5(予定)	-	350
H30	-	255	計	34,646	3,470

### 11) 道路照明灯整備事業（土木建設課）

省エネルギー化の促進と維持管理費の削減を図るため、令和元年度から令和3年度までの3か年で、消費電力が大きい水銀灯やナトリウム灯などを使用している道路照明灯約3,700灯のLED化を実施している。

#### 【LED 道路照明灯への転換状況】

年 度	転換灯数(灯)			
	道路照明灯	トンネル照明灯	地下歩道灯	計
R1	772	227	-	999
R2	1,245	307	-	1,552
R3	1,072	-	36	1,108
計	3,089	534	36	3,659

12) 無電柱化推進事業(土木建設課・土木企画課)

防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図ることを目的に、国の定める無電柱化推進計画に基づき、国庫補助を活用しながら、幹線道路や観光地など優先度の高い路線から順次整備を行っている。

【整備済路線(市道)】

(令和5年3月末現在)

路線名	整備済延長 (上下線)	計画期間	路線名	整備済延長 (上下線)	計画期間
出来大工町江戸町線	2,520m	S61年度～H2年度 (第1期電線類地中 化計画)	松が枝町南山手町線	200m	H11年度～H15年度 (新電線類地中化計画)
浜町油屋町1号線	720m		松が枝町2号線	120m	
栄町油屋町1号線	700m		銅座町新地町1号線	640m	
大黒町麴屋町線	720m		伊勢町大浦町線	520m	
大黒町麴屋町線	960m	H3年度～H6年度 (第2期電線類地中 化計画)	出島町2号線	500m	H16年度～H20年度 (無電柱化推進計画)
出来大工町江戸町線	380m		出島町籠町1号線	320m	
伊勢町大浦町線	700m		出島町新地町1号線	280m	
栄町恵美須町1号線	440m		伊勢町大浦町線	80m	H21年度～H29年度 (無電柱化に係るガイドラ イン)
栄町油屋町1号線	300m		松山町大橋町線	1,200m	
銅座町新地町1号線	300m		籠町稲田町1号線	300m	
栄町油屋町1号線	300m	H7年度～H10年度 (第3期電線類地中 化計画)	八千代町尾上町1号線	320m	H30年度～R2年度 (無電柱化推進計画)
住吉町文教町線	1,140m		尾上町八千代町1号線	1,100m	
茂里町3号線	440m		尾上町2号線	90m	
			尾上町1号線	300m	
			合計	15,590m	

【整備中の路線(市道)】

(令和5年3月末現在)

路線名	整備延長 (上下線)	事業期間	進捗率
籠町稲田町1号線	500m	H29年度～R6年度 (無電柱化推進計画)	90.2%
新市庁舎周辺道路 (興善町桜町1号線ほか2線)	580m	R2年度～R9年度 (無電柱化推進計画)	47.1%
尾上町八千代町1号線	120m	H30年度～R7年度 (無電柱化推進計画)	0.5%
八千代町尾上町1号線	280m	R1年度～R4年度 (無電柱化推進計画)	100.0% ※R8年度 入線・抜柱予定
八千代町宝町1号線	800m	R1年度～R7年度 (無電柱化推進計画)	45.5%

# 電線類地中化 市道整備路線 (その1)



尾上町八千代町1号線  
L=120m

八千代町尾上町1号線

尾上町2号線

尾上町1号線

尾上町八千代町1号線

大黒町麴屋町線

栄町恵美須町1号線

出島町籠町1号線

出島町2号線

出島町新地町1号線

伊勢町大浦町線

松が枝町南山手町線

松が枝町2号線

八千代町尾上町1号線  
L=280m

八千代町宝町1号線  
L=800m

新市庁舎周辺道路  
(興善町桜町1号線)  
L=140m

新市庁舎周辺道路  
(諏訪町桜町1号線)  
L=320m

新市庁舎周辺道路  
(桜町3号線)  
L=120m

出来大工町江戸町線

栄町油屋町1号線

浜町油屋町1号線

銅座町新地町1号線

出島町新地町1号線

籠町福田町1号線

籠町福田町1号線  
L=500m

長崎県庁

市役所

市民会館

中央公園

出島

樂福寺

渡公園

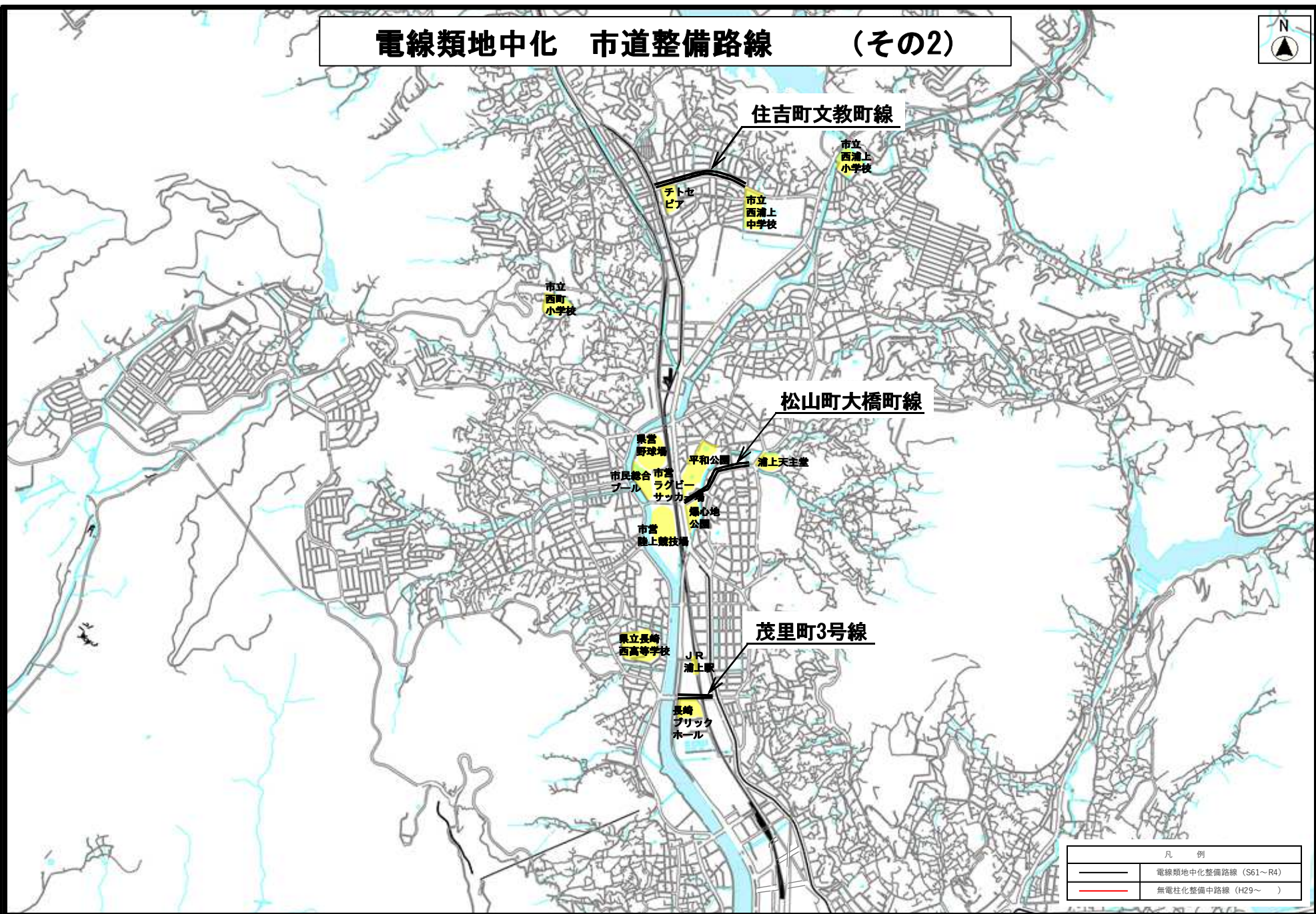
松が枝  
第2駐車場

市立梅音崎  
中学校

凡 例	
	電線類地中化整備路線 (S61~R4)
	無電柱化整備中路線 (H29~)



# 電線類地中化 市道整備路線 (その2)



凡 例	
	電線類地中化整備路線 (S61~R4)
	無電柱化整備中路線 (H29~ )

## (2) 河川事業の概要

### ア 河川整備の基本的な考え方

河川整備において、水害に対する安全性の向上を図ると共に、自然環境への影響や地域との調和に配慮した川づくりを進めている。  
また、近年、想定外の降雨による大規模な洪水が発生していることから、従来のハード対策に加え、洪水ハザードマップ等のソフト対策を活用し、水害リスクの低減を図る。

### イ 河川及び法定外公共物の現況

一級河川、二級河川、準用河川とは、河川法により管理される河川である。  
普通河川とは、条例により管理される河川で、条例上は法定外公共物という。

(令和5年3月末現在)

種 類	管 理	本 数	延 長 (km)
一級河川	国	0	0
二級河川	県	49	126
準用河川	市	53	34
普通河川 (法定外公共物)	市	—	1,363

### ウ 主要事業の概要

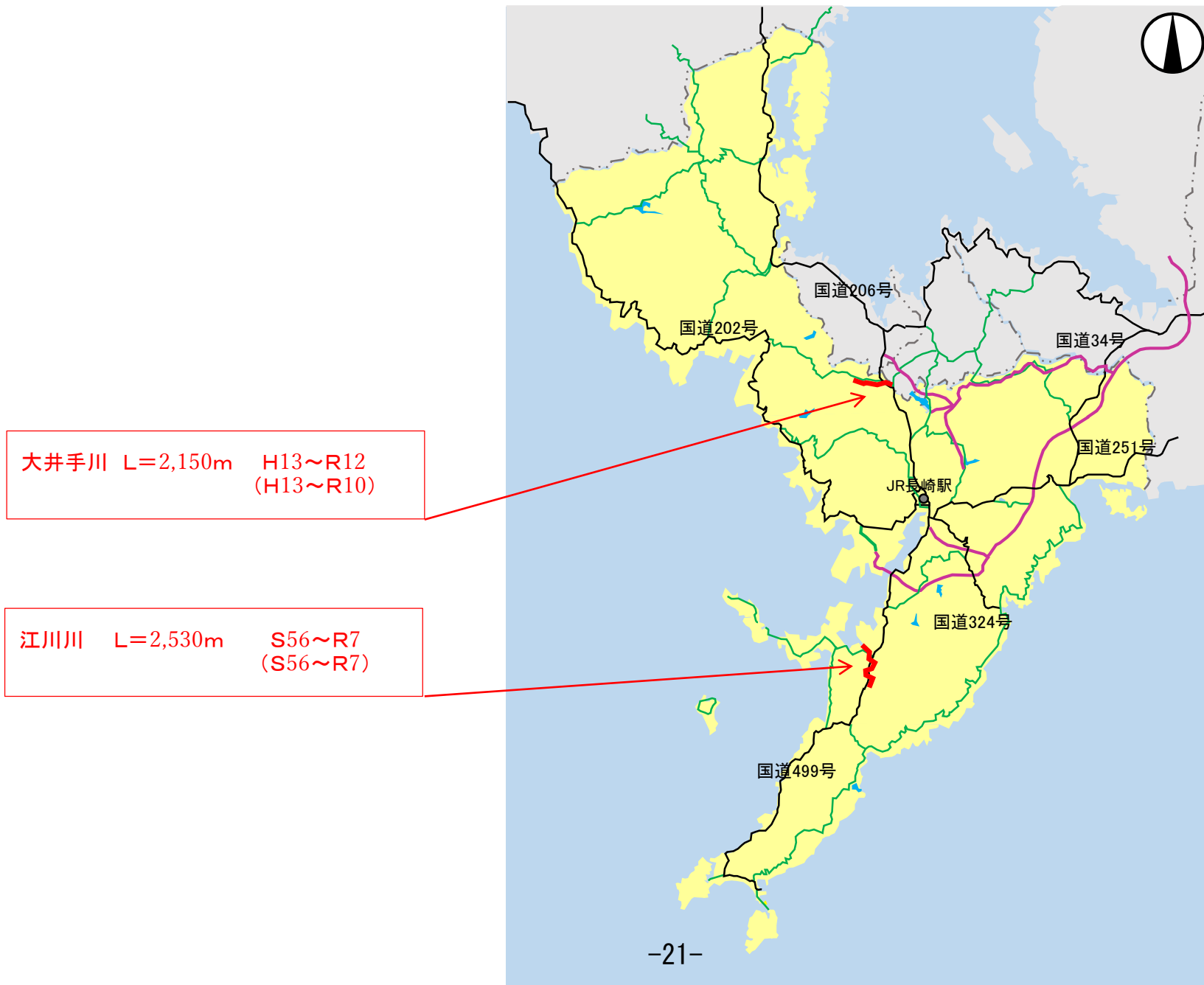
#### 1) 河川等整備事業 (土木防災課)

(令和5年3月末現在)

河川名	全体計画	事業期間	進捗率
江川川	2,530m	昭和56年度から令和7年度まで (昭和56年度から令和7年度まで)	93%
大井手川	2,150m	平成13年度から令和12年度まで (平成13年度から令和10年度まで)	78%



# 河川等整備事業費



## 2) 洪水ハザードマップ作成（土木防災課）

避難に関する情報を住民に周知することで円滑な避難を促し、被害の軽減を図るため、長崎県が指定した洪水浸水想定区域をもとに洪水ハザードマップを作成する。

（令和5年3月末現在）

河川名	浸水想定区域指定	洪水ハザードマップ作成状況
二級河川中島川	平成30年8月31日	作成済み（平成31年3月作成）
二級河川浦上川	令和3年2月24日	作成済み（令和4年3月作成）
二級河川八郎川	令和3年3月12日	作成済み（令和4年5月作成）
二級河川神浦川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川多以良川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川二股川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川式見川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川西山川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川鹿尾川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川黒浜川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川宮崎川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）
二級河川江川	令和4年7月1日	作成中（令和5年10月予定）

## 3) 河川災害復旧（土木防災課）

異常な天然現象により被災した河川施設を復旧するもの。

※令和4年度について河川災害件数は0件

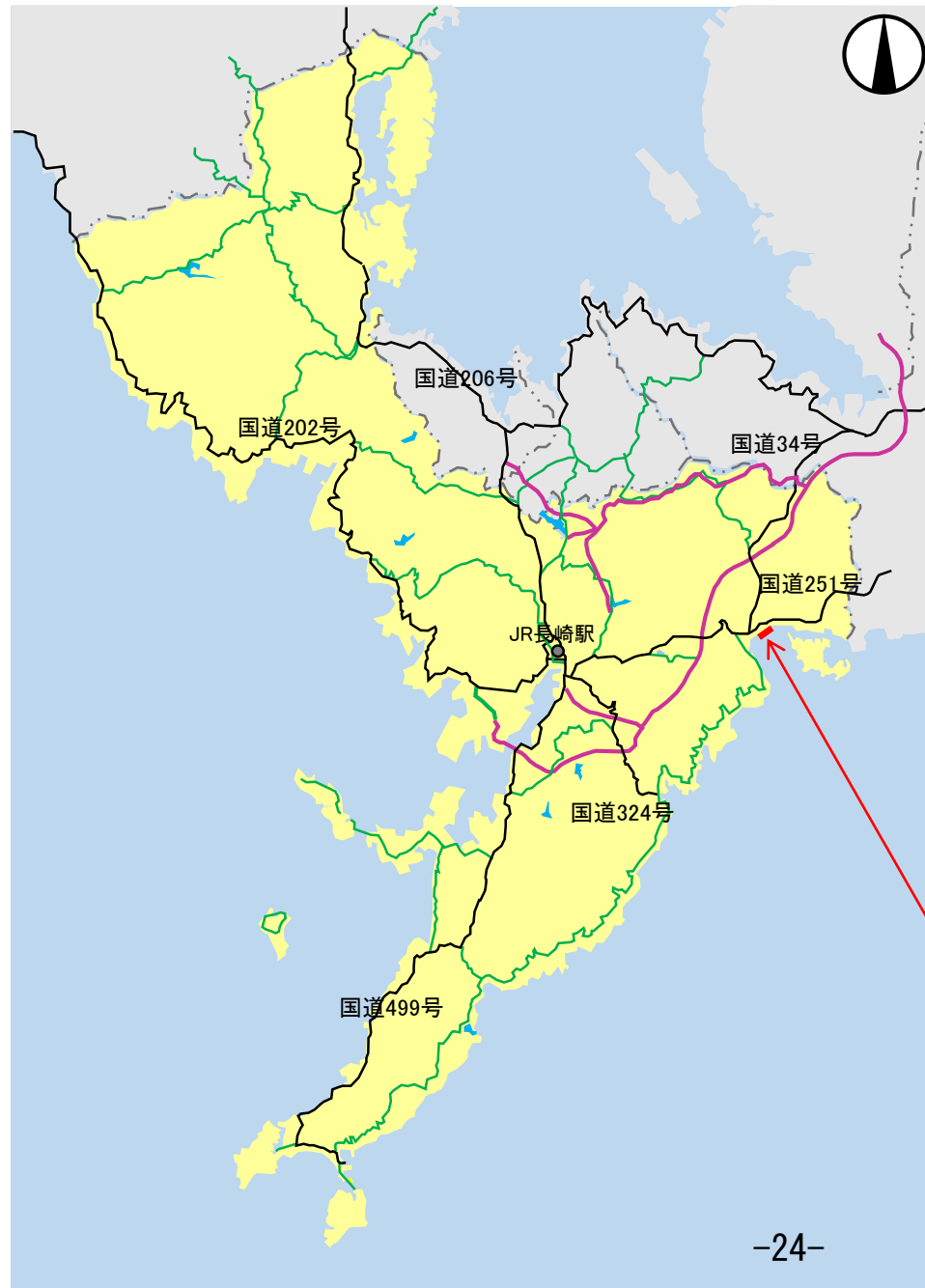
#### 4) 海岸保全事業(土木防災課)

国の補助制度を活用し、東望地区の海岸において、海岸の越波対策のため、「東望海岸」の整備を進めている。

(令和5年3月末現在)

海岸名	全体計画	事業期間	進捗率
東望海岸	630m	平成25年度から令和25年度まで (平成25年度から令和12年度まで)	33%

# 海岸保全事業



東望海岸 L=630m H25~R25  
(H25~R12)

## 5) 自然災害防止事業(土木防災課)

急傾斜地の崩壊による被害から市民の生命を守るため、地域からの申請に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施するものである。

### 令和5年度の市施行箇所の概要

(令和5年3月末現在)

	地区名	全体計画	事業期間(予定)
1	女ノ都2丁目(2)	延長45m	令和3年度から令和5年度まで
2	三原(8)	延長85m	令和4年度から令和10年度まで
3	東上蛸道	延長50m	令和4年度から令和6年度まで
4	小ヶ倉2丁目(4)	延長45m	令和4年度から令和6年度まで
5	深堀5丁目	延長120m	平成30年度から令和7年度まで
6	滑石5丁目(4)	延長65m	令和5年度から令和11年度まで
7	滑石5丁目(6)	延長25m	令和5年度から令和7年度まで

### 令和5年度の県施行箇所の概要

(令和5年3月末現在)

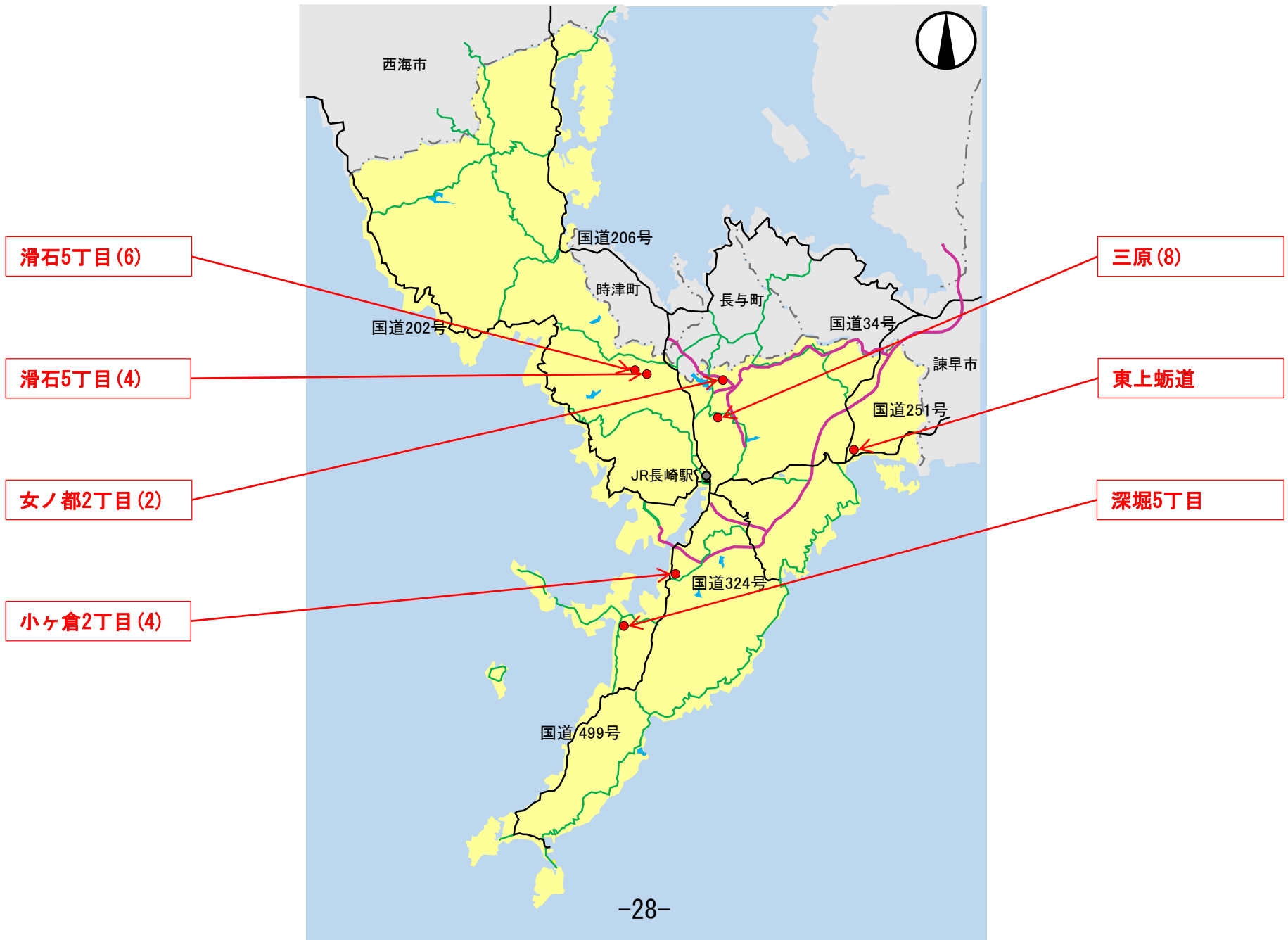
	地区名	全体計画	事業期間(予定)
1	田中(2)	延長250m	平成21年度から令和7年度まで
2	多以良(4)	延長188m	平成27年度から令和12年度まで
3	若竹(4)	延長160m	平成28年度から令和5年度まで
4	金堀(6)	延長127m	平成29年度から令和8年度まで
5	戸町2丁目(7-1)	延長230m	令和元年度から令和12年度まで
6	三川(2)	延長100m	令和4年度から令和10年度まで

	地区名	全体計画	事業期間（予定）
7	金堀（1）	延長 127m	平成 30 年度から令和 6 年度まで
8	現川	延長 410m	令和元年度から令和 12 年度まで
9	葉山 2 丁目（4）	延長 70m	令和 3 年度から令和 8 年度まで
10	三重（2）	延長 150m	令和 3 年度から令和 10 年度まで
11	三川（3）	延長 150m	平成 19 年度から令和 5 年度まで
12	赤迫（2）	延長 208m	平成 26 年度から令和 7 年度まで
13	大園（4）	延長 238m	平成 29 年度から令和 9 年度まで
14	滑石 3 丁目（5）	延長 187m	平成 29 年度から令和 6 年度まで
15	大浜（19）	延長 186m	平成 30 年度から令和 7 年度まで
16	大園（3）	延長 128m	令和 2 年度から令和 12 年度まで
17	横尾	延長 80m	令和 3 年度から令和 12 年度まで
18	神ノ島	延長 140m	平成 25 年度から令和 8 年度まで
19	西北（5）	延長 84m	平成 29 年度から令和 4 年度まで
20	滑石 5 丁目（6）	延長 110m	令和元年度から令和 4 年度まで
21	戸町 2 丁目（7-2）	延長 147m	令和元年度から令和 10 年度まで
22	川平	延長 55m	令和 3 年度から令和 8 年度まで
23	茂木（6）	延長 130m	令和 3 年度から令和 11 年度まで
24	入船（7）	延長 120m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
25	大崎里乙	延長 90m	令和 4 年度から令和 10 年度まで
26	田中（7）	延長 260m	令和 4 年度から令和 12 年度まで

(参考) 急傾斜地崩壊対策事業の施行要件及び事業費の負担割合

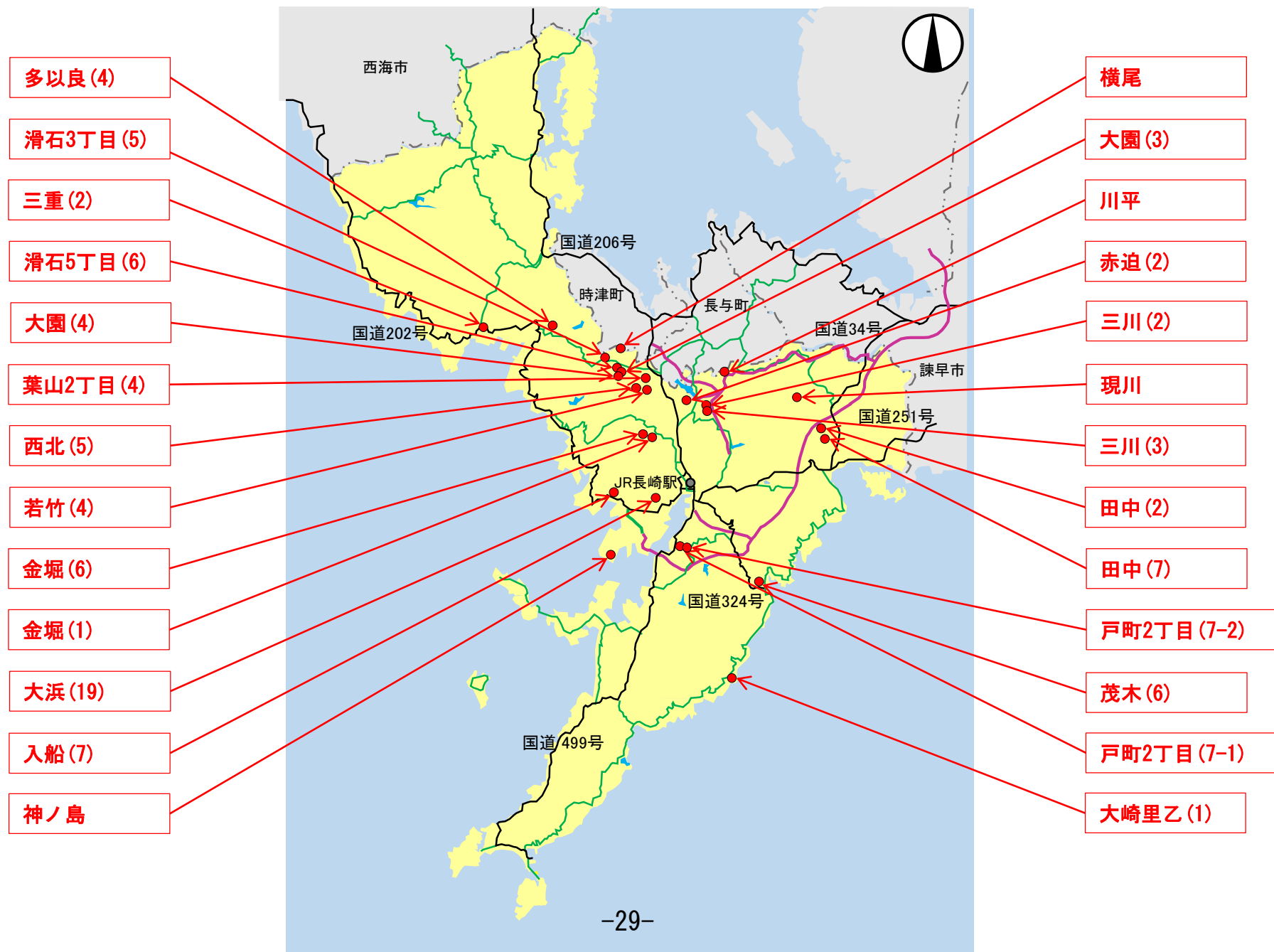
項 目		市施行	県施行
急傾斜地 の条件	状態	自然斜面	
	高さ	5メートル以上	10メートル以上
	傾斜度	30度以上	
被災の恐れがある 人家	5戸以上	10戸以上	
事業費	規定なし	7,000万円以上	
その他の条件	移転の適地がない		
負担割合	県：事業費の50% 市：事業費の50%から地元の寄附額を除いた額 地元代表者 ：事業費の5%または上限額のいずれかの低い額 (上限額とは、75万円に工事施行延長1メートルにつき1万円を加算した額)	国：事業費の40%から47.5%まで 県：事業費の40%から47.5%まで 市：事業費の5%から20%まで (市の負担割合は、斜面の規模や被害を受ける恐れがある区域内に公共施設がある場合等の事業区分による)	

# 市施行の急傾斜地崩壊対策事業





# 県施行の急傾斜地崩壊対策事業



### (3) 公園等事業の概要

#### ア 公園等整備の基本的な考え方

少子・高齢化の進展や社会情勢の変化等により公園の利用者ニーズが多様化していることから、ニーズや地域特性を活かした公園の整備を進めるとともに、観光地や夜景の視点場等、市外からの来訪者が多数利用するような公園においては、利便性向上に向けた整備を進めている。

また、環境と調和する潤いのあるまち、快適に暮らせるまちを目指し、持続可能な低炭素社会の実現や地域の環境美化に向けた、緑化の推進のための周知・啓発事業を進めている。

#### イ 公園の現況

(令和5年4月1日現在)

種類	種別	内容	箇所数 (箇所)	総面積 (ha)	備考
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	451	78.4	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	30	57.37	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	6	32.42	立山公園、中ノ島公園、権現山公園、元宮公園、琴海中央公園、南部地区公園
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	7	174.19	稲佐山公園、平和公園、唐八景公園、長崎東公園、金比羅公園、香焼総合公園、川原大池公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	1	43.8	長崎市総合運動公園
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園	3	11.9	鼠島公園、長崎公園、神の島公園
	都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	18	6.15	

都市林	樹林地等において、自然的環境の保護、保全、自然的環境の保護を目的とする公園	1	15.2	三原台自然林公園
都市公園 計		517	419.43	
都市公園以外の公園		305	243.37	
公園 計		822	662.8	

※【参考】都市公園の市民一人あたりの敷地面積（都市公園面積/都市計画区域人口）=10.9 m<sup>2</sup>/人  
（都市計画区域人口は R2 国勢調査結果に基づく R5.4.1 時点の推計人口 385,569 人）

#### ウ 所管する公園の概要及び管理方法

公園名	開設年	場所	主要な施設	管理方法
稲佐山公園	昭和 26 年	稲佐町ほか	展望台、野外ステージ、スロープカーほか 駐車場全 438 台	指定管理
長崎市総合運動公園	平成 8 年	柿泊町	陸上競技場、野球場、庭球場ほか 駐車場全 800 台	指定管理
平和公園	昭和 30 年	松山町ほか	陸上競技場、庭球場、ラグビー・サッカー場ほか 駐車場全 120 台	直 営
長崎公園	昭和 34 年	上西山町ほか	動物舎、噴水池、丸馬場ほか	指定管理
長崎東公園	平成 2 年	戸石町	コミュニティプール、コミュニティ体育館、 庭球場ほか 駐車場全 309 台	指定管理

## エ 主要事業の概要

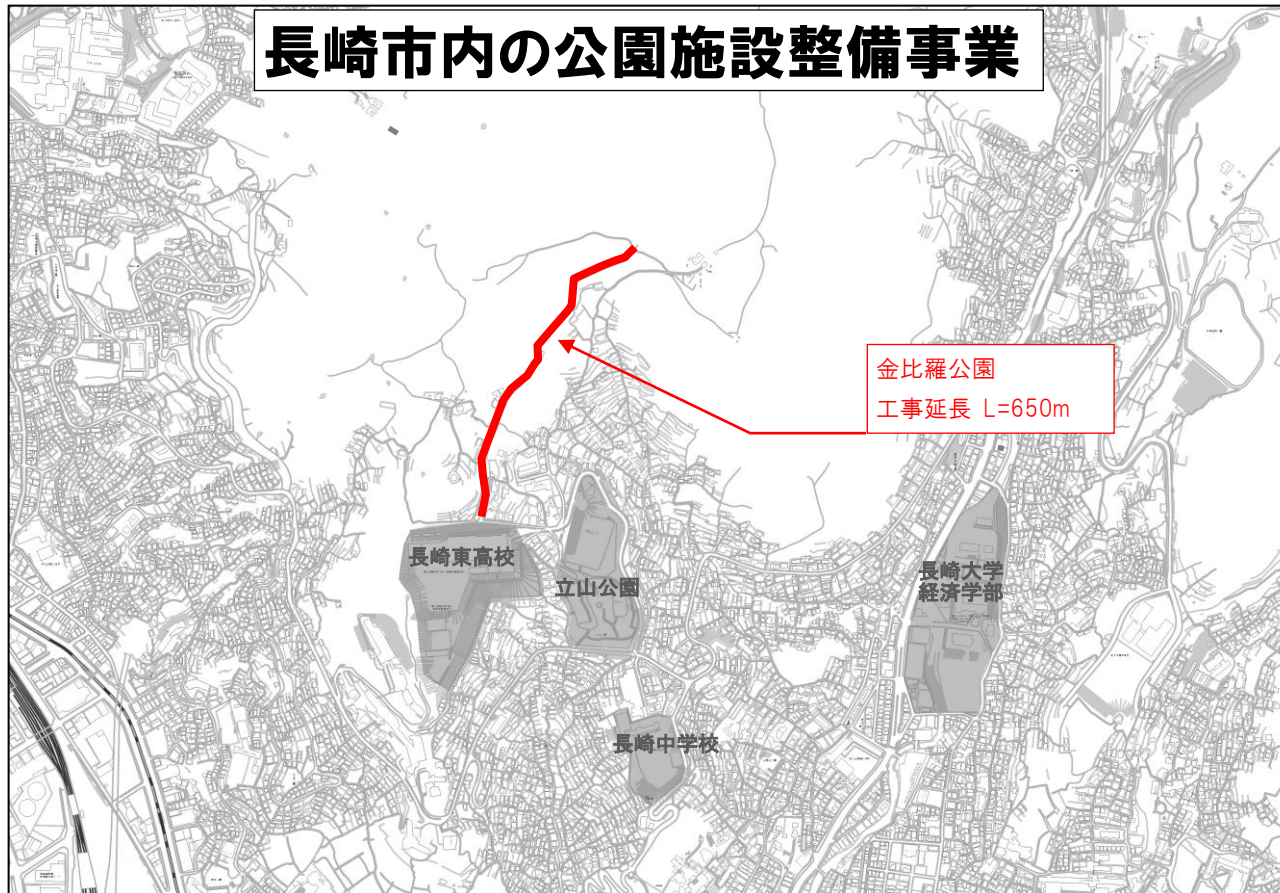
### 1) 公園施設整備事業（土木建設課）

国の補助制度などを活用し、総合公園である「金比羅公園」において園路などの整備を進めている。

【整備中の公園】

（令和5年3月末現在）

公園名	種別	整備内容	事業期間 (認可期間)	進捗率
金比羅公園	総合公園	園路、駐車場など	H22～R8 (H22～R8)	53.6%



## 2) 公園災害復旧(土木防災課)

異常な天然現象により被災した公園施設を復旧するもの。

実施中の国庫災害

公園名：香焼総合公園

期 間：令和5年5月11日から令和6年2月5日まで

## 3) 街を美しくする運動推進事業(土木総務課)

花と緑によって安らぎあるまちづくりを促進することへの市民等の共感を得ることにより、植栽等、花や緑に関する活動に関与する人を増加させ、もって、緑豊かなまちづくりの推進を図るため、緑化の周知・啓発を行う。

### ① 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・ 公共花壇デザインコンクールの開催
- ・ ながさきグリーンキャンペーンの実施
- ・ 園芸講習会の実施
- ・ 出生記念樹の配付

## (4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要

### ア 市営駐車場・二輪車等駐車場の目的と役割

道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を收容するために、昭和46年から順次、市営駐車場を整備している。令和3年2月1日に茂里町駐車場の再整備が完了し、現在8駐車場を「長崎市駐車場事業特別会計」により運営している。

さらに、二輪車等駐車場については、路上駐輪の防止のため、都心部を中心に平成元年から整備を進めており、現在22か所の二輪車等駐車場を運営している。

### イ 市営駐車場の概要及び管理方法

(令和5年4月1日現在)

施設名		開設年	収容台数(台)				管理方法
			バス	普通車	二輪車	計	
1	桜町	昭和46年 (平成8年に2層化)	—	101※	44	214	指定管理
2	市民会館地下	昭和49年	—	168	73	241	指定管理
3	松が枝町	昭和51年	16	40	5	61	指定管理
4	松が枝町第2	平成2年 (平成18年から長崎市運営)	11	98	17	126	
5	平和公園	平成6年	32	88	6	126	指定管理
6	茂里町	令和3年	—	135	—	135	指定管理
7	松山町	平成9年	10	292	—	302	指定管理
8	長崎駅西口	令和2年	—	16	—	16	指定管理
計			69	938	145	1,221	

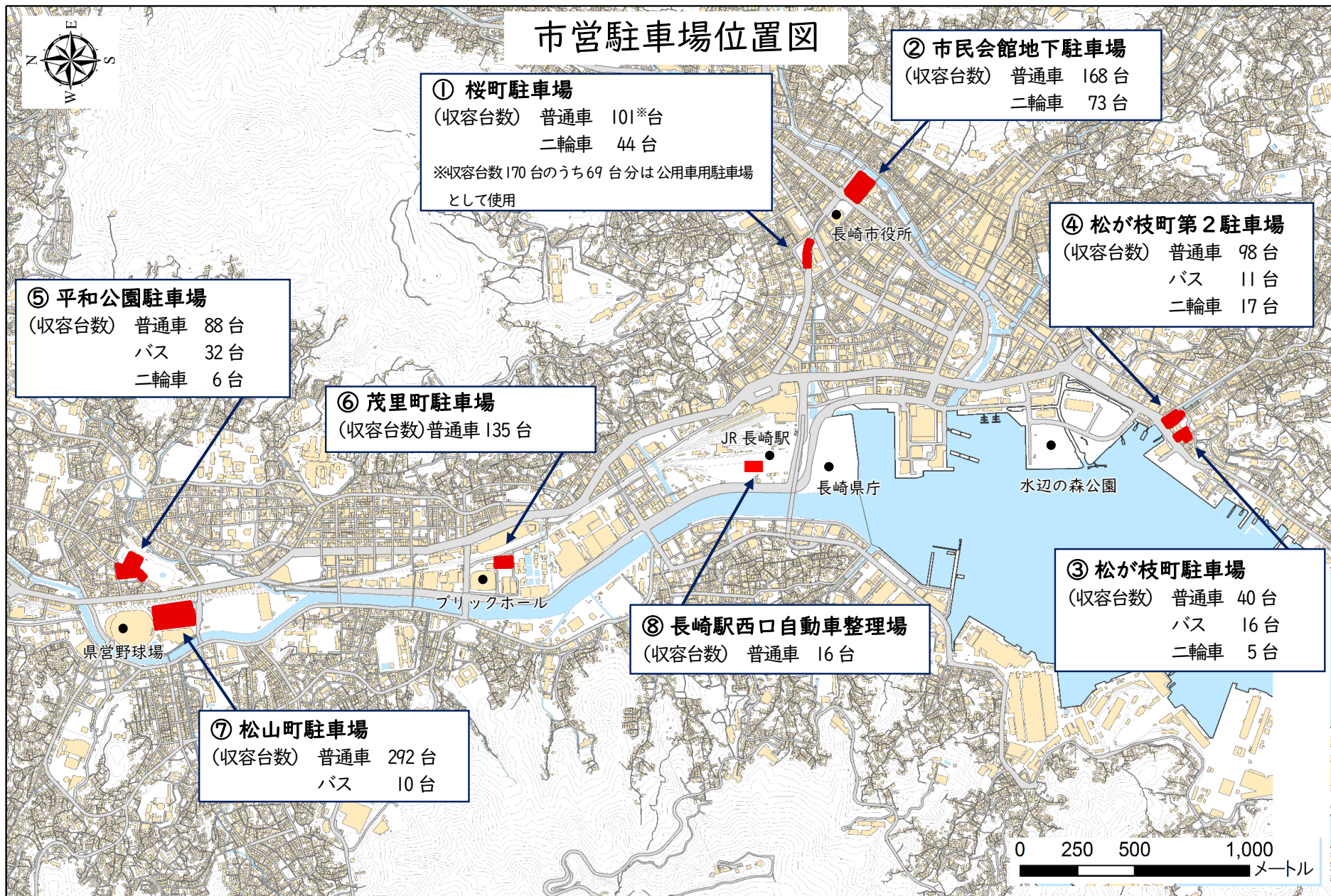
※旧本庁舎解体に伴い69台分を公用車用駐車場として使用するため収容台数を170台から101台に変更

ウ 市営二輪車等駐車場の概要及び管理方法

(令和5年4月1日現在)

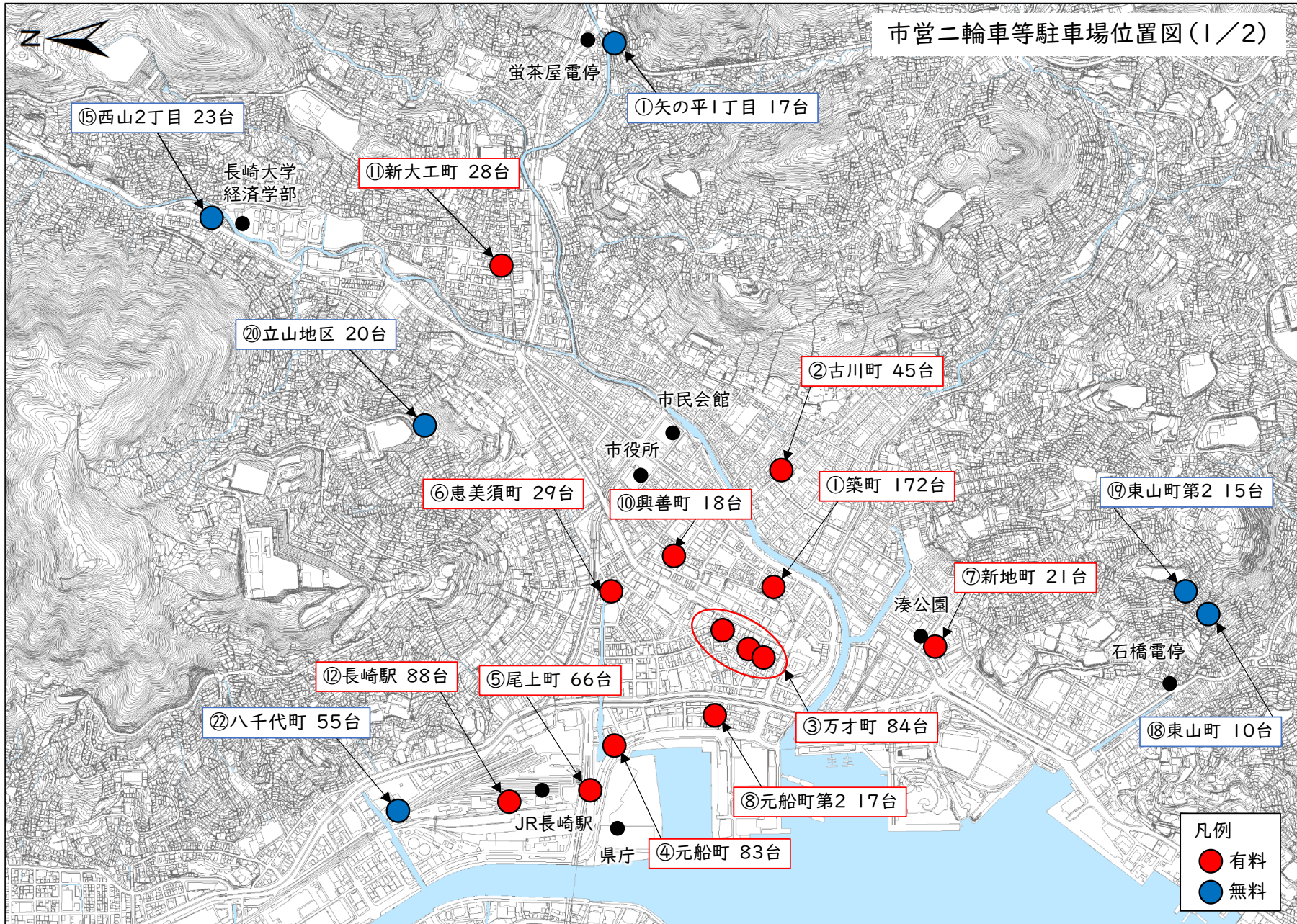
施設名		開設年	有料無料の別(有料化)		施設内容			管理方法		
					構造	収容台数				
1	築町	平成10年	有料	平成10年	平面 自走式	建物式	ゲート式	172	指定管理	
2	古川町	平成9年		平成21年		平面 自走式	建物式	個別ロック式		45
3	万才町	平成元年		平成21年						84
4	元船町	平成9年		平成22年				ゲート式		83
5	尾上町	平成15年		平成22年				個別ロック式		66
6	恵美須町	平成5年		平成22年						29
7	新地町	平成4年		平成22年						21
8	元船町第2	平成13年		平成23年						17
9	住吉町	平成18年		平成23年						20
10	興善町	平成12年		平成27年						18
11	新大工町	平成27年		平成27年						28
12	長崎駅	令和2年		令和2年				ゲート式		88
13	浦上駅	令和4年		令和4年						90
14	矢の平1丁目	平成8年	無料	平面 自走式	ゲート式			17	指定管理	
15	西山2丁目	平成11年				23				
16	若葉町	平成2年				97				
17	大橋町	平成3年				65				
18	東山町	平成14年				10				
19	東山町第2	平成16年				15				
20	立山地区	平成15年				20				
21	松原町	平成28年				38	直営			
22	八千代町	平成10年				55				
計		22か所・1,101台(有料13か所:761台、無料9か所:340台)								





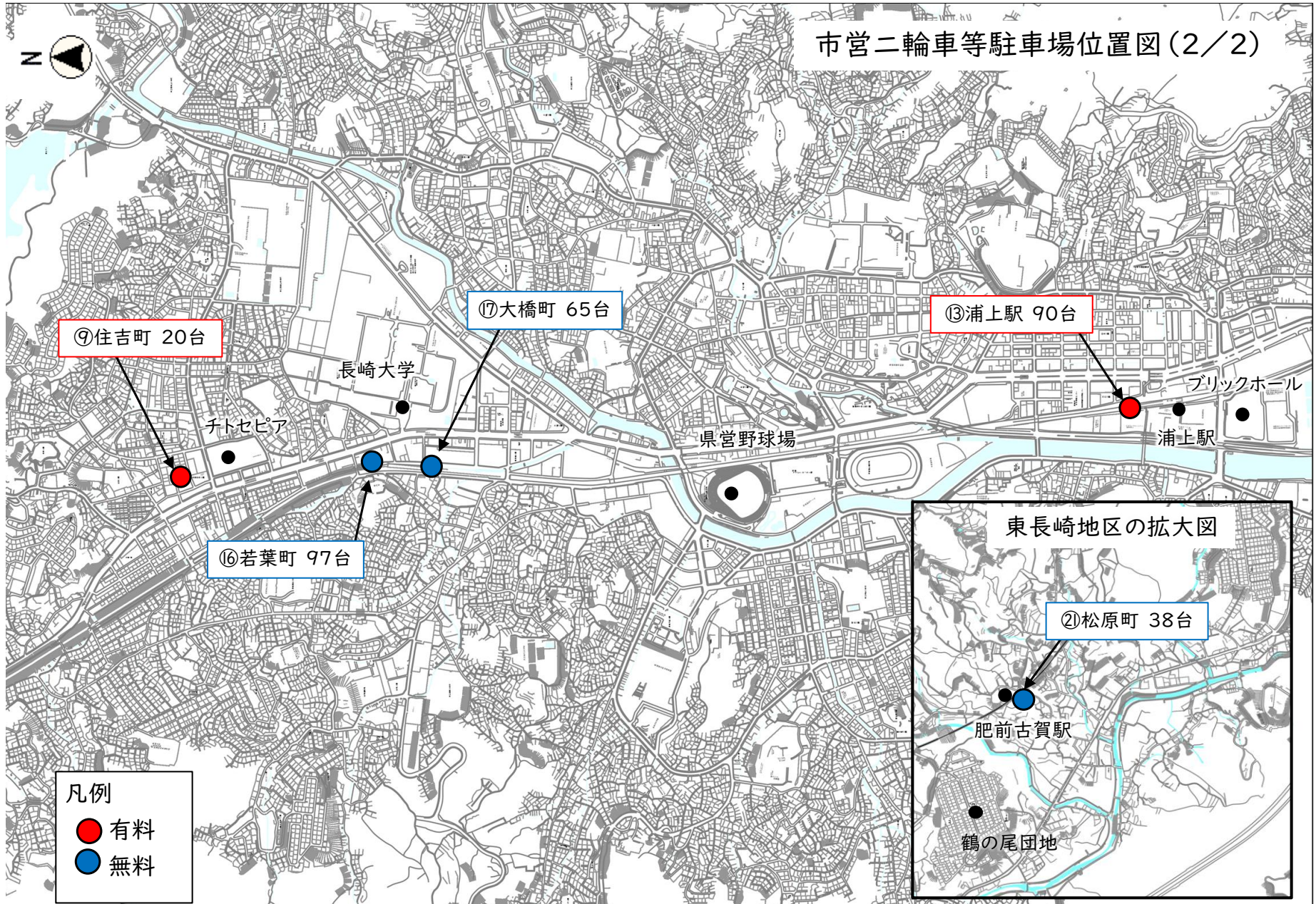


市営二輪車等駐車場位置図(1/2)





# 市営二輪車等駐車場位置図(2/2)



## 4 三重(28)地区地域防災がけ崩れ対策工事の事故繰越について

### (1) 概要

令和3年8月の大雨で被災した三重町の急傾斜地は、令和4年10月から令和5年3月までの予定で対策工事を行っていた。

今回、被災箇所のがけ崩れ対策の施工にあたり、がけ崩れにより被災した家屋を残存するよう進めてきたが、想像以上に家屋の損傷が激しいことがわかった。

そこで、家屋の所有者と今後の対策について協議を行い、所有者が家屋を解体することとなったが、作業手順等を踏まえ、解体スケジュールと、がけ崩れ対策の施工スケジュールを調整する中で令和4年度中の施工完了が困難となり、本工事の完成が令和5年5月となったことから、令和3年度の本工事予算を令和5年度に繰り越したものである。

※「三重(28)」は県が指定した土砂災害警戒区域の箇所名

## (2) 工事概要

ア 工事名

三重 (28) 地域防災がけ崩れ対策工事

イ 場所

長崎市三重町地内

ウ 工事内容

工事延長 18m

現場吹付法枠工220㎡、張りコンクリート工64㎡、  
鉄筋挿入工40本 など

エ 工期

令和4年10月17日から令和5年5月24日まで  
(当初の契約から65日間の延長)

オ 契約金額

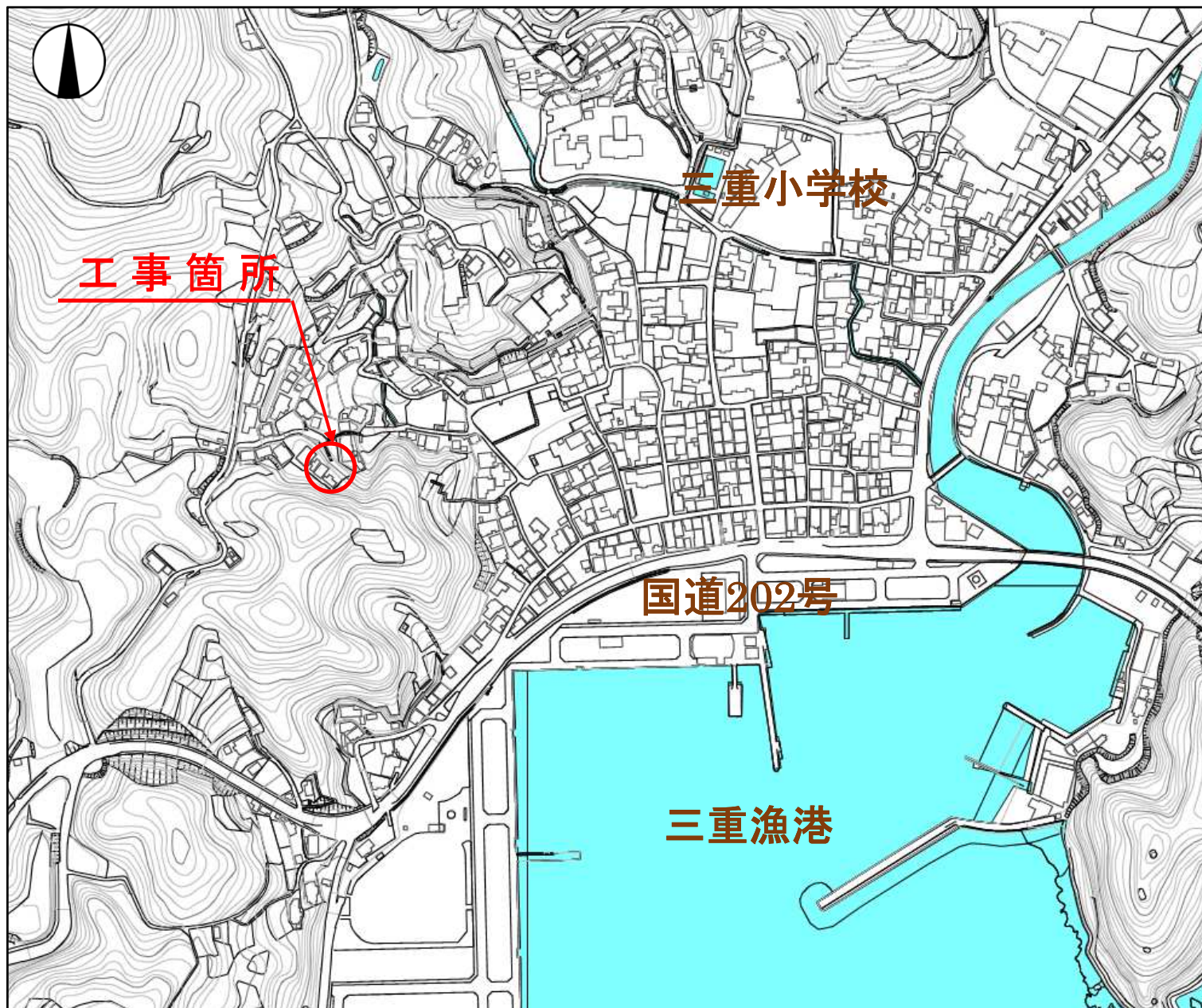
53,684,400円

カ 受注者

田中工業株式会社 代表取締役 田中 徳秀



(3) 位置図



#### (4) 経緯

令和3年8月の大雨により被災した急傾斜地のがけ崩れ対策工事を実施するため、令和3年11月議会にて補正予算及び繰越明許を計上して予算を確保し、令和4年2月から地質調査及び測量設計を行い、令和4年7月に対策工事に係る国との工法協議で承諾を得た後、令和4年9月に対策工事の入札を行ったものの不調となった。

そこで随意契約を実施し、令和4年10月に受注者を決定した。



この受注者は契約後、工事着手前の測量などを実施し、令和4年12月から工事に着手した。

今回、被災箇所のがけ崩れ対策の施工にあたり、がけ崩れにより被災した家屋を残存するよう進めてきたが、想像以上に家屋の損傷が激しいことがわかった。

そこで、家屋の所有者と今後の対策について協議を行い、所有者が家屋を解体することとなったが、作業手順等を踏まえ、解体のスケジュールと、がけ崩れ対策のスケジュールを調整する中で、令和4年度中の施工完了が困難となり、本工事の完成が令和5年5月となったことから、令和3年度の本工事予算を令和5年度に繰り越したものである。

なお、本工事は令和5年5月24日に完了し、令和5年6月5日に完成検査を終了している。

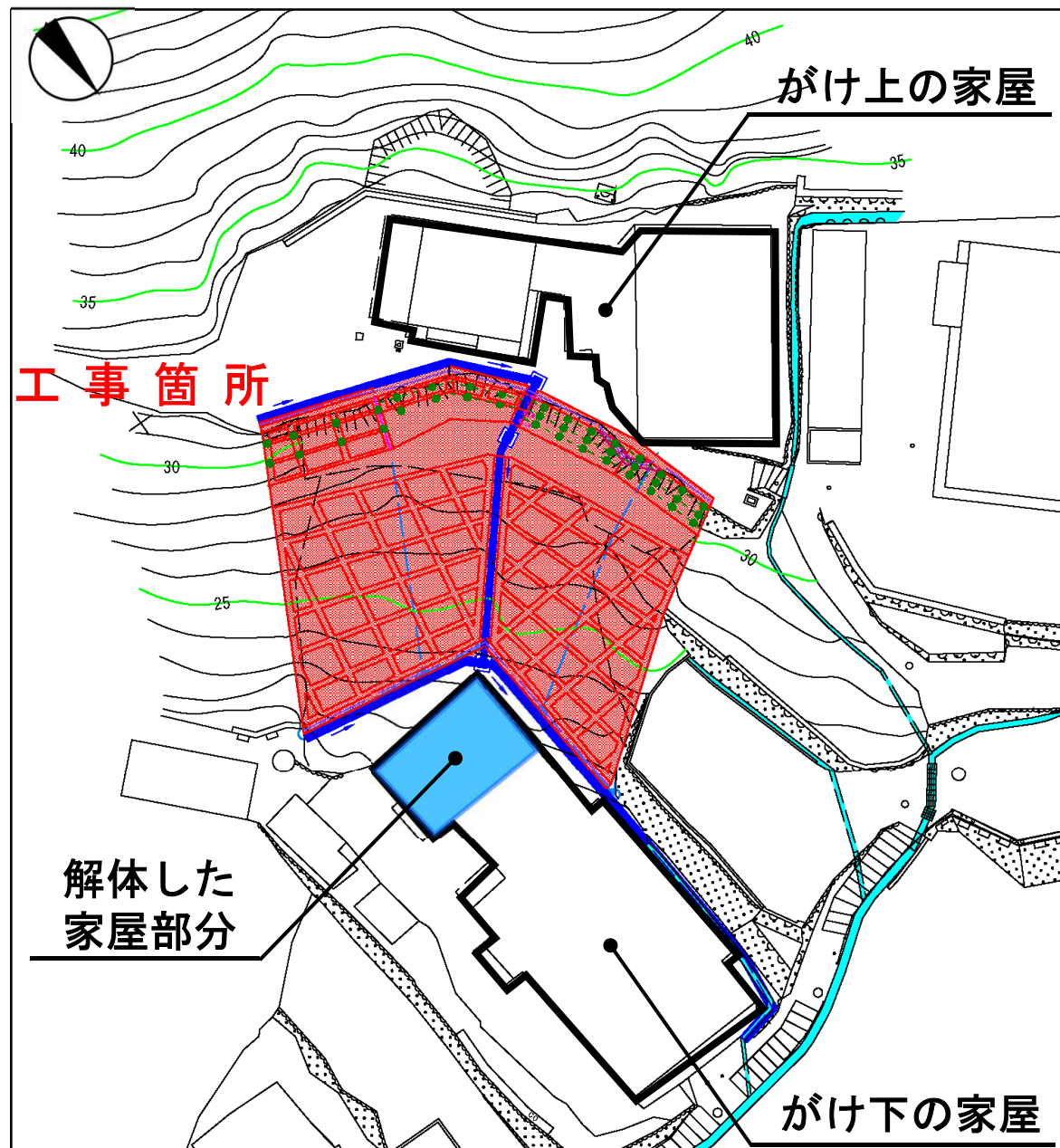
## (5) 工程表

	令和3年度								令和4年度												令和5年度		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事象	●災害発生																						
事務業務			●激基災害の指定		●国へ交付申請		●交付決定の通知		●予算の確保及び繰越明許		対策工事に係る国との工法協議						●事故繰越承認						
委託業務					●業務委託公告		 測量、地質調査、設計 令和4年2月16日～ 令和4年8月4日																
工事施行													●工事公告		●工事開札不調		●随意契約		 対策工事 令和4年10月17日～ 令和5年5月24日			●完成検査	



(6) 平面図

被災家屋状況





# (7) 対策工事の前と後



着手前

解体した  
家屋部分

完成





## 5 債権の放棄について（土地売買等契約の解除に伴う前払金の返還金）

### (1) 債権発生の際等

都市計画道路銅座町松が枝町線（銅座工区）道路改良事業の用地取得のため、地権者と土地売買等契約を締結したが、契約期限までに抵当権抹消の履行をされないため契約を解除した。

契約解除に伴い、契約締結後に支払った前払金について、返還を求めたが、応じなかったため、債権が発生した。

#### （債権発生の時系列経過）

平成30年 9月27日 土地売買等契約の締結 契約期限 H31.2.28  
平成30年10月11日 契約に伴う前払金の支払い  
平成31年 3月27日 契約期限を令和元年7月31日までに延長する  
変更契約を締結（抵当権抹消に期間を要するため）  
令和 2年 1月25日 契約解除（抵当権抹消を行わないため）  
以降前払金の返還を求めたが、債務者が応じることがなかった。

※本件は、長崎市債権管理条例に基づく債権の放棄となり、令和5年度の決算報告で議会に説明する案件であるが、強制執行を行うために、議会の議決を受けた上で、訴訟を起こしたものとなるので、事前に今回の所管事項調査で報告するもの。



## (2) 放棄対象債権

ア 債務者 東京都葛飾区青戸1丁目23-4 岩永誠之 61歳

イ 債権名 土地売買等契約の解除に伴う前払金の返還金

ウ 発生債権額 14,470,000円

エ 回収済み額 8,428,036円 ※

オ 債権放棄額 6,041,964円及びこれに係る遅延損害金(年利5%)

※事業用地の土地売買等契約を再度契約し、一部債権については回収した。(事業用地取得済み)

## (3) 債権放棄に至る経過

令和2年5月29日付で長崎地方裁判所に現状回復請求事件を提起し、債務名義（強制執行ができる権利）を令和2年9月16日に取得したのち、弁護士に強制執行の委任を行い、回収手続きを行ったが、6,041,964円が滞納解消には至らなかった。

#### (4) 債権放棄の理由

ア 強制執行等の法的措置の実施後、債務者が無資力である状況  
弁護士と強制執行の委任契約を締結し、法的な手続きを行ったが、債務の履行がされず、さらに唯一の財産である自宅が抵当権者の申し出により競売実施され、無資力の状態である。

イ 資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがない。

●現在は親族の援助を受け生活をしている。

●経営していた会社は、休止状態であり事業再開の見込みがない。

●本人の就労意欲はあるものの、就職先も決まっていない。

以上のことにより、年齢も考慮すると、債権が回収できるほどの資力の回復は困難である。

上記ア、イの状況から、債権管理条例第7条第1項第4号（強制執行等後無財産）に該当するものとして放棄するもの。

(5) 参考資料 令和2年2月市議会 建設水道委員会資料 第51号議案 訴えの提訴について

訴えの提起について

1 事件の概要

都市計画道路銅座町松が枝町線（銅座工区）道路改良事業の用地取得のため、長崎市と地権者である被告が締結した土地売買契約と物件移転（除却）補償契約について、契約期限までに履行されないため契約を解除したことに伴い、支払済みである前払金の返還と、これに対する年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

土地売買契約

所在	地目		地積(m <sup>2</sup> )		契約金額 (円)	前払金 (円)
	公簿	現況	公簿	実測		
船大工町 204 番のうち	宅地	宅地	—	31.02	6,948,480	4,800,000
船大工町 205 番のうち	宅地	宅地	—	9.75	536,250	370,000
小計					7,484,730	5,170,000

※船大工町 205 番は被告持分 4 分の 1

物件移転（除却）補償契約

所在	種別	構造	数量 (m <sup>2</sup> )	契約金額 (円)	前払金 (円)
船大工町 204 番地	店舗	木造鉄板葺 2 階建	74.43	8,709,792	6,800,000
船大工町 205 番地	店舗	木造鉄板葺 2 階建	23.15	3,137,322	2,500,000
小計				11,847,114	9,300,000

前払金合計 = 14,470,000円

2 原告 長崎市 代表者 長崎市長 田上 富久

3 被告 長崎市大橋町 14 番 1-303 号 岩永 誠之

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金 14,470,000 円及びこれに対する平成 30 年 10 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

※仮執行の宣言が付された給付判決は、確定しなくても強制執行することができる。

5 訴訟遂行の方針

付随請求、裁判上の和解、上訴その他本件処理に関する事項は、市長に一任するものとする。

6 経緯

平成 30 年 9 月	土地売買契約等締結 ・契約年月日 平成 30 年 9 月 27 日 ・契約期間 平成 30 年 9 月 27 日～平成 31 年 2 月 28 日	
10 月	10 月 11 日 前払金の支払い（口座振込）	
平成 31 年 3 月	抵当権抹消に時間を要するとして変更契約締結 ・契約期限を令和元年 7 月 31 日までに変更	
令和元年 6 月	長崎県用地課指導班に対応を相談 被告へ配達証明発送 ・二度目の契約期間の延長は行わない ・契約不履行の場合は法的措置を講じる 弁護士相談実施（総務課法務担当主幹）	・被告に対する抵当権抹消の催促、日程調整等 電話・メール送受信件数 47 件 ・債権者に弁済し、抵当権抹消手続きを行うとした約束の反故 6 回 ・債権者を含めた抵当権抹消の協議依頼を行うも対応なし 3 回
7 月	長崎県用地課取用班に対応を相談 7 月 31 日 契約期限	
8 月	「契約履行の催告書」の発送（内容証明郵便）	
9 月	被告と用地課にて交渉	
10 月	契約解除の事前通知の発送（内容証明郵便） ・契約解除に伴うデメリットの教示	・被告に対する抵当権抹消の催促、日程調整等 電話・メール送受信件数 24 件 ・債権者に弁済し、抵当権抹消手続きを行うとした約束の反故 5 回
12 月	弁護士相談実施（長崎市顧問弁護士）	
令和 2 年 1 月	被告と用地課にて交渉 契約解除	
今後の予定	訴えの提起 土地収用法による収用を予定	







## 9 平和公園における放火事件について

### (1) 事件の概要

ア 場 所 平和公園（祈りのゾーン） 浦上天主堂遺壁横の「折鶴の壁」

イ 発生日時 令和5年6月13日（火）6時23分

ウ 内 容 千羽鶴及び献花の焼損

### エ 対応経過

6時23分 消防局に通報あり

6時30分頃 現行犯逮捕

6時35分 鎮火

7時50分 消防局から公園管理者に連絡あり ⇒職員を現場派遣

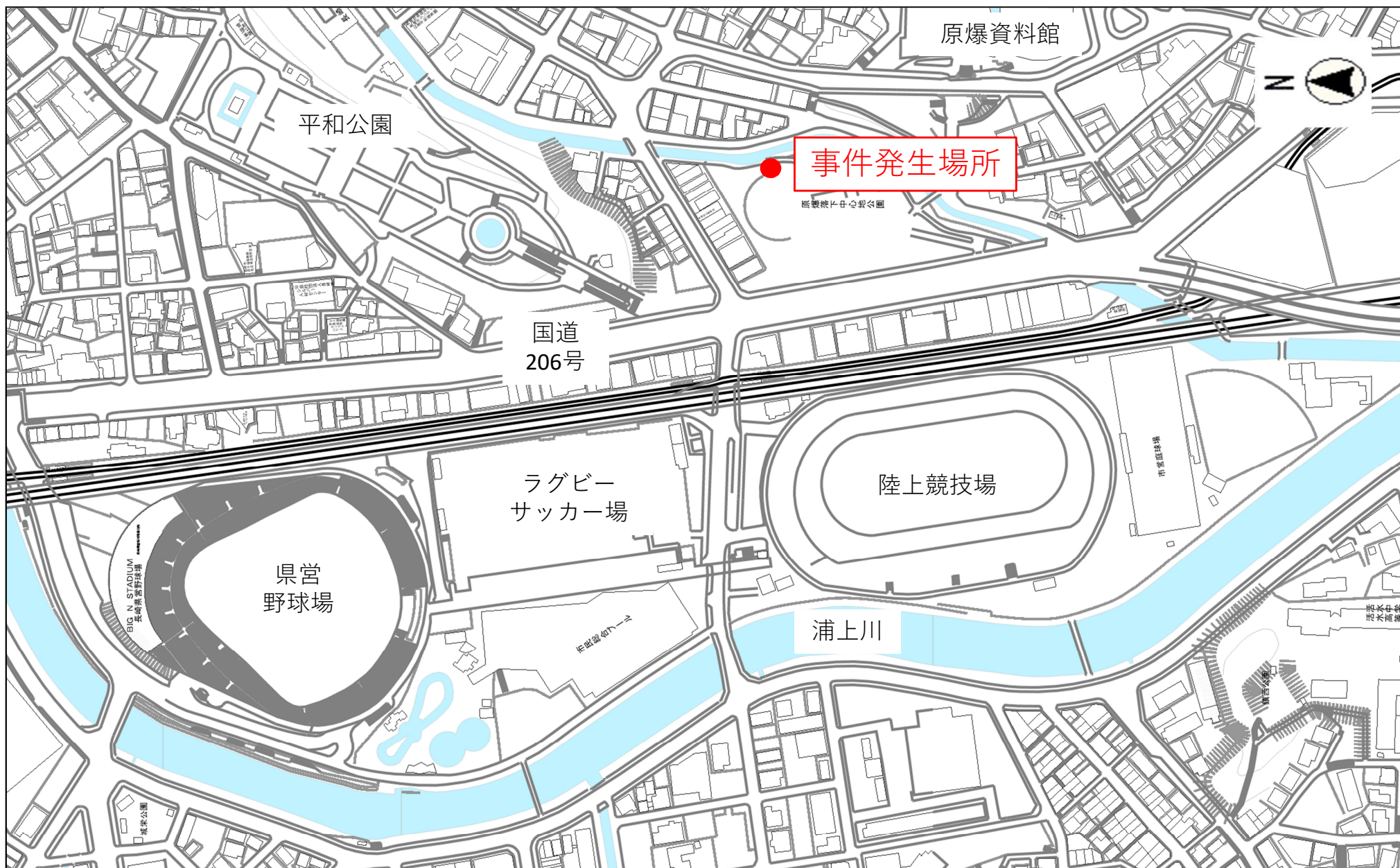
12時35分 公園規制線の解除

18時30分頃 浦上署に被害届を提出

### オ 今後の対応

平和公園に常駐している職員による見回りを強化

## (2) 位置図





### (3) 状況写真

鎮火後（6月13日）



翌日（6月14日）

